

## 平成26年度 第18回政策推進会議報告

日時 12月1日 9時30分～11時40分

場所 4-1会議室

出席者 18人

### 1 (仮称)尼崎市老朽危険空家等の適正管理に関する条例骨子(素案)に対する市民意見公募手続きの実施について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・条例は法律の制約を一定受けるため、平成27年2月議会に提出する段階では法律との整合性を図らなければならない。条例骨子に対するパブリックコメントを実施しつつ、一方では、法律を踏まえて条例案の内容を精査していくことになるのか。

空家等対策の推進に関する特別措置法がこの11月に成立し、市町村の指示命令に従わない場合や立入を拒んだ場合に過料を取る点、また「防犯」という言葉が入っていない点で本市の条例案と異なっているが、その他は概ね特別措置法に沿った内容となっている。

- (市長)特別措置法の成立に伴って今後変更となる部分については、パブリックコメントを実施する前に反映させてはどうか。特別措置法で規定されている内容について、パブリックコメントで意見が出ることもあるだろう。

特別措置法の成立について記載するようにする。

- ・条例の施行日はいつになるか。

特別措置法が成立したこともあり、また、もし過料を取ることになれば事業者等にも大きな影響を与えるため、施行までに少し時間をかけ、平成27年2月議会に上程して平成27年10月1日に施行したいと思っている。その間に、関係者や所有者等への説明をしっかりと行っていきたい。

- (市長)特別措置法では、あまりにも危険だと判断した老朽危険空家について、更地同等の税を課すというような固定資産税の改正も盛り込まれているのか。

固定資産税の改正については今後の課題としており、今回の特別措置法では規定されていない。

- (市長)何らかの理由があって老朽危険状態で放置されているのであり、その理由のところを手立てしなければなかなか解決しない。

特別措置法で規定されている過料よりも、固定資産税を課した方が所有者の負担は大きいだろう。

- (市長)老朽危険空家のうち潰すべきものは潰し、新たな土地利用に向けた後押しをすべきだろう。

すでに空家条例を出している他都市の中には、解体費用を補助するというものもある。

- (市長)本市では解体費用に係る補助はせず、市の指示命令に従わない場合は氏名公表をすることとしているが、氏名公表が抑止力として効くのは事業者で個人にはあまり効果がない。

できることから一步一步スピーディーに進めてはいるが、この条例でできることもまだ限ら

れており、過料の部分盛り込んだとしてもまだいろいろな問題が残っている。この条例が成立することで市民からの問い合わせが急増することが予想され、また、もし固定資産税の改正など税制に動きがあれば、老朽空家についていろいろなジャッジを市がしなければならなくなる。そういった体制についてはいずれにせよ別途課題として考えていく。建築物に精通したスタッフが必要であり、可能であれば別途組織が必要だと考えている。

## 2 (仮称)尼崎市犯罪被害者等支援条例骨子(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 国の犯罪被害者等給付金の支給に係る事務はどこがしているのか。そういった情報提供も含めて支援だと思うのでしっかりフォローしてほしい。

・条例骨子ということだが、見舞金の支給や家事援助、一時保育に要する費用の補助など、予算を必要とするような内容がかなり具体的に書かれている。他都市の状況を見ても本市はかなり手厚い内容になるが、パブリックコメントでこの条例骨子が示されると、予算面についても、施策としての実施がすでに決まっているかのような誤解を与えてしまうのではないか。

(市長) 具体的な額等については規則で定めることになると思うが、対象となる犯罪被害者等が年間に大量に発生するとは想定しておらず、本人に何の責めも無く極めて劣悪な状況に置かれ、心身ともに打撃を受けた方をサポートするというのが条例の趣旨であるので、年間の予算を大きく揺るがすようなものではない。

他都市の例で言うと、実態としては年に1～3件程度しか発生していない。予算要求に際しても、その程度の予算を要求させていただいている。

・市が実施する施策としては、配偶者等からの暴力(DV)対策の対応と似ている。DV被害者もこの条例に基づいて救済されるとのことだが、DV対策では被害者の所在地を知らしめないということが非常に重要で、この条例についても犯罪被害者の情報を守るというような記載が必要ではないか。

その点については気にしているところで、条例素案の基本理念にもそのような記載があり、徹底しなければならないという意識を持っている。ただ、表現としては少し弱いかもしれないので表現方法を考えたい。

(市長) 市民等の責務では二次的被害を発生させないことが強く言われているが、市の責務としても、職員の対応やシステム上での情報管理において二次的被害を発生させないことは当然重要である。

・市が求められる責務は、「支援できる」という程度か、それとも「支援しなければならない」ということか。

犯罪被害者基本法では、地方公共団体は「犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する」となっており、努力義務ではない。

・犯罪被害者等への支援を行うこと自体はパブリックコメントに出していくべき内容だが、どこまでの範囲を支援するかについては、額も含めて別途政策的議論が必要だろう。パブリックコメントの出し方について関係局でよく相談してほしい。

- ・議会で犯罪被害者等支援条例制定についての請願が出た際は、犯罪被害者等の支援策と総合相談窓口という2点が問題になっていたかと思う。総合相談窓口については別途検討するということが。

総合的にワンストップで相談できるような仕組みづくりに取り組まなければいけないと思っている。市民相談担当は見舞金の支給や日常生活の支援等についての相談を業務とし、犯罪被害者等支援に係る施策の担当窓口は生活安全課になるかと考えている。

(市長) 先ほどからあるように、最も類似するものとしてDV対策がある。DV被害者の窓口においても、被害に遭われた方が何度も自分の辛い体験を話さなくてもいいように、カルテのような形で1つの情報を複数の担当がしっかりと共有し、スムーズに手続が進むような取組をすでに始めている。犯罪被害者等の相談窓口についても、個人情報の扱いも含め、DV被害者の窓口での取組と同様の扱いをしたらいいかと思う。窓口のあり方については未解決だ。

犯罪被害者等と同様に救済すべき事例で、自分に責めなく天変地異等で日常生活に大きな悪影響を及ぼすような被害に遭われた方に対する支援と、犯罪被害者等に対する支援とのバランスが気になる。根底の理念が一緒であるにもかかわらず、犯罪被害者等に対する支援が手厚く、他の事例に対する支援が手薄になっているのではないか。ショッキングな出来事が身に降りかかったときに、一番身近な行政窓口が心無い対応をするというのは絶対にあってはならず、「こういうときに寄り添ってもらえるんだ」と感じてもらえる対応を目指すべきで、そういった根っこの部分を考えながら進めていきたい。

### 3 統合宛名システム 全項目評価書にかかる特定個人情報保護評価について

### 4 地方税に関する賦課徴収事務 全項目評価書にかかる特定個人情報保護評価について

総務局長、資産統括局長からそれぞれ資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 第三者点検での主な意見のうち、特定個人情報を取り扱う委託先が消去ルール等データ保護に関する事項を遵守していることの確認を徹底していく必要があるという意見があるが、これは地方税に関する賦課徴収事務に限ったことではなく、他の事務についてもいえることだ。今でも、遵守されなかった場合には委託先に罰則規定を課すなど、マイナンバーに関連する事務においては統一した取扱になっている。ただ、何かことが起こってからでは遅いので、抑止的な取組も考えていかなければならない。

すでにデータ保護規定などの決まりはあり、各所管課で運用していただいているが、次の段階として内部監査的なシステムを取り入れるなど今後工夫していきたい。

### 5 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)の中間まとめに係る市民意見公募手続きの実施について

健康福祉局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 中間まとめに対してご意見をいただいた後、最終はどのように確定されるのか。

パブリックコメントの結果も踏まえ、1月に専門分科会から計画案として答申を受け、その案を市の計画として決定する。

(市長) 保険料の上がり方が激しいのが気になる。

他都市は本市ほど保険料が高くなく、毎回本市は県下で2番目か3番目ぐらいに高い保険料となっている。

(市長) 平成29年度から新しい制度に移行するが、本市の収支見通しにもかなりの影響を与える。

これまで介護報酬は全国一律だったが、今後は介護予防・日常生活支援総合事業については市独自で設定できるようになり、報酬額を安くする自治体がほとんどだろう。各事業所がその報酬でやってくれば問題はないが、報酬が低くなると経営ができないということで、手を引く事業所が出る可能性がある。それに代わるものとして、地域活動やボランティア等の新たなサービスの担い手を作っていかなければならず、今後はそこにかかってくる。

・介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年度までの3年間の猶予があるため、本市では平成29年度に実施予定にしているが、他都市はどういう動きをしているか。

平成29年度に実施する自治体がほとんどだが、規模の小さい自治体では平成27年度から実施するところもあるが、本当に一部である。

・既存の介護予防サービス事業に近い事業というのは世の中にたくさんある。現実には事業費を使ってやっているが、そのあたりをうまく変更しながらやっていかなければ、新たに出てくるいろいろな問題、例えばマンパワーの関係なども大変になるだろう。

今までのサービスの担い手である介護事業所が単価をどこまで落としてやってくれるかという問題はあるが、基本は介護事業所が中核になるのは間違いない。それを補うものとして、新たなサービスの担い手を作っていかなければならない。

・住民がいかにこういう現状を知っているかが大事だと思う。学習する機会を丁寧に作っていくことが住民理解を促進することには必要だ。私たち地域を所管する側もやっていかなければならないし、介護を所管する側も取り組まれていると思うので、連携して進めていきたい。

(市長) 行政内部でも情報共有が足りていないと感じる。実際のサービスの供給体制として何を整えていくかということは話題になってきたが、それを担保する財政面でどういう変化があるかについてはもっと皆で情報共有した方がよい。量と質をどういうバランスでやっていくかといった大きな戦略が必要で、戦略を持つには、例えば他都市との比較や現状などをまず分析・検証し、それを共通認識した上で次の手を考えなければならない。保健部門や福祉部門では行政だけではやっていけず色々な団体関わってくるが、地域の資源に恵まれてはいるがその分お金がかかっているというのが本市の特徴なので、それを踏まえてやってほしい。

平成27年度に新しく設置する社会保障審議会の部会で様々なメンバーに参画いただき、また、正式な委員でない方からも随時意見をいただく。

(市長) これまでの経験則上、厳しい現実を見せるだけではなかなか理解が得られにくく、客観的なデータに基づいて今後こうしていくといった見通しを示すことが必要だ。

## 6 尼崎市子ども・子育て支援事業計画（最終答申）について

## 7 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募手続の結果について

こども青少年局長から資料に基づき報告。

## 8 就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方（案）の策定について

教育長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

（市長）非常にタイトなスケジュールの中、本市が独自に部会を設けて取り組んできたもので、独自の成果物である。策定して終わりではなく、逆にこれを使っていく中でどんどん内容をバージョンアップさせ、現場等に浸透させることが大事だと思う。特に、就学後の学力のところで活用問題に弱さが出ていることがわかる。案の8ページにあるが、基礎的な問題は解けるが文章題を解く力が弱く、そういった能力を身につけるには、生活の中での体験や遊びの中で身につけることがいかに大事かを盛り込んだ。また、就学前後の連続性をしっかり意識していくこと、保護者や地域等にはそれぞれ役割があり、子どもは周りの大人を映す鏡だという意識でこれを機に大人も自分を振り返ってみてはどうかといったことを盛り込んでいく。この考え方をしっかり根付かせることが大事だ。

## 9 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の報告について

教育長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・各学校別の調査結果については、自分の学校の結果だけを見ることができるのか。  
調査結果報告については、学校にも配布しホームページにも掲載する。各学校の概況については各学校に配布し評議員等にも見ていただくが、ホームページへの掲載予定はない。
- （市長）妥当じゃない分析が広がらないよう注意したい。マスコミにも取り上げられているので、希望があれば配布するのか。  
製本ができ次第、議会やマスコミに送付する。

## 10 その他

- ・企画財政局長から、日本共産党議員団の会派要望について通知。
- ・企画財政局長から、ふるさと納税・市税口座振替利用への協力のお願いについて説明。
- ・防災担当局長から、尼崎市防災ブック（保存版）の市内全戸配布について説明。
- ・経済環境局長から、クリスマス・キャンドルナイト～尼崎の公害の歴史を学ぶ～について説明。

以上